



第10期多度津町高齢者保健福祉計画

・第9期多度津町介護保険事業計画



概要版



桜子ばあちゃん



一太郎じいちゃん

2024(令和6)年3月

計画策定にあたって

●策定の趣旨

高齢化の進展に伴う、要介護者や認知症高齢者の増加、高齢者のひとり暮らし世帯等の増加を背景に、これまで以上に高齢者の介護予防・健康づくりや在宅生活の支援が必要となっており、地域におけるささえあいや介護サービスの充実など、多様な対策が求められています。

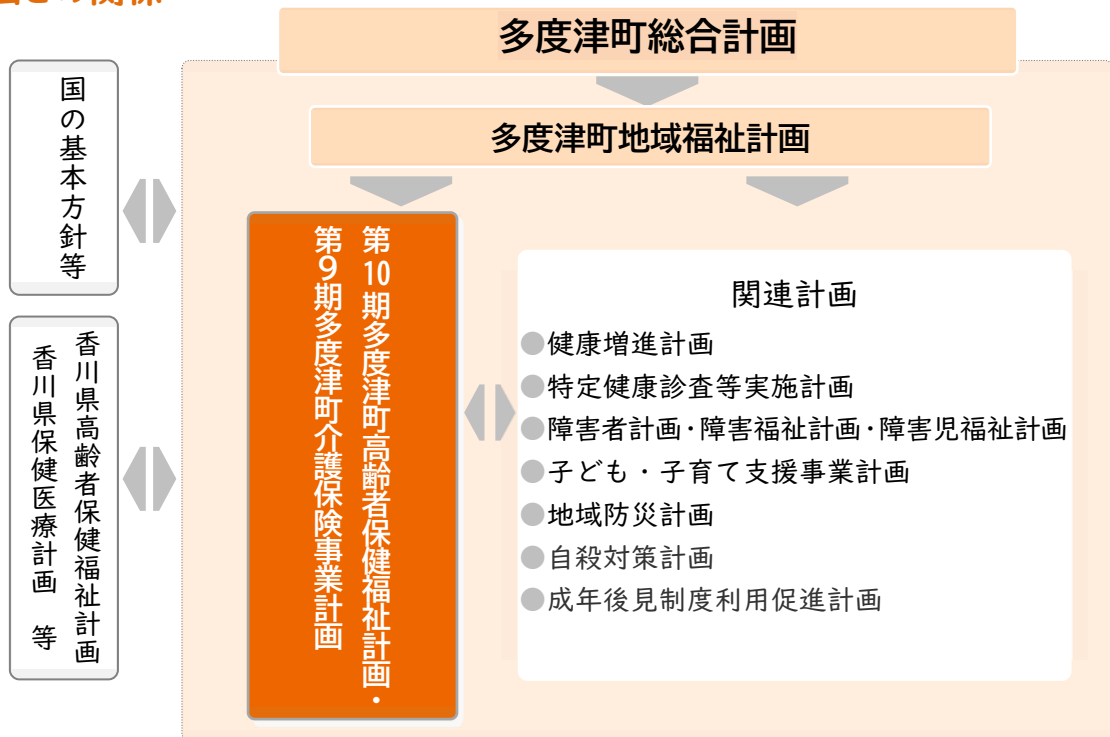
本町におけるこれまでの取組をより一層進めるための新たな計画として「第10期多度津町高齢者保健福祉計画・第9期多度津町介護保険事業計画」を策定して、高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策の密接な連携のもと、総合的・体系的かつ効果的な実施を図ります。

●計画の位置づけ

本町では、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

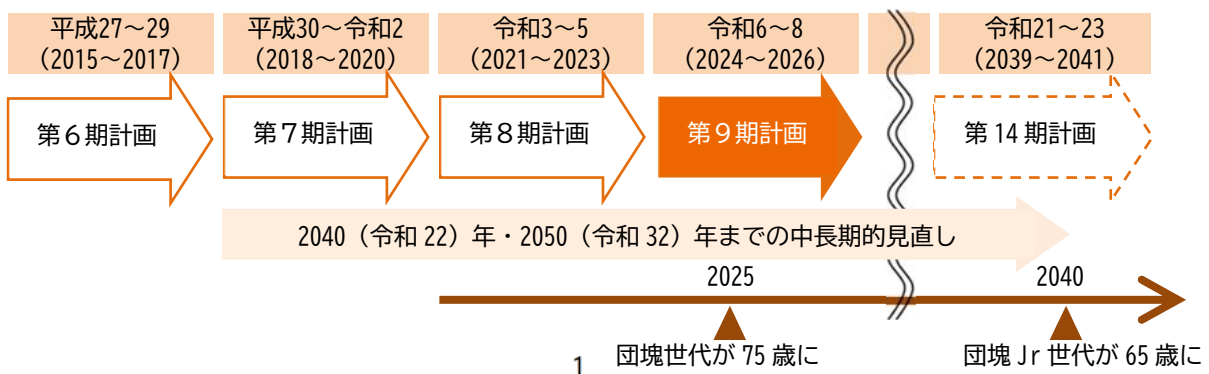
- 高齢者保健福祉計画：老人福祉法に基づく居宅生活支援と老人福祉施設に関する計画
- 介護保険事業計画：介護保険法に基づく介護保険給付の円滑な実施に関する計画

●他計画との関係



●計画の期間

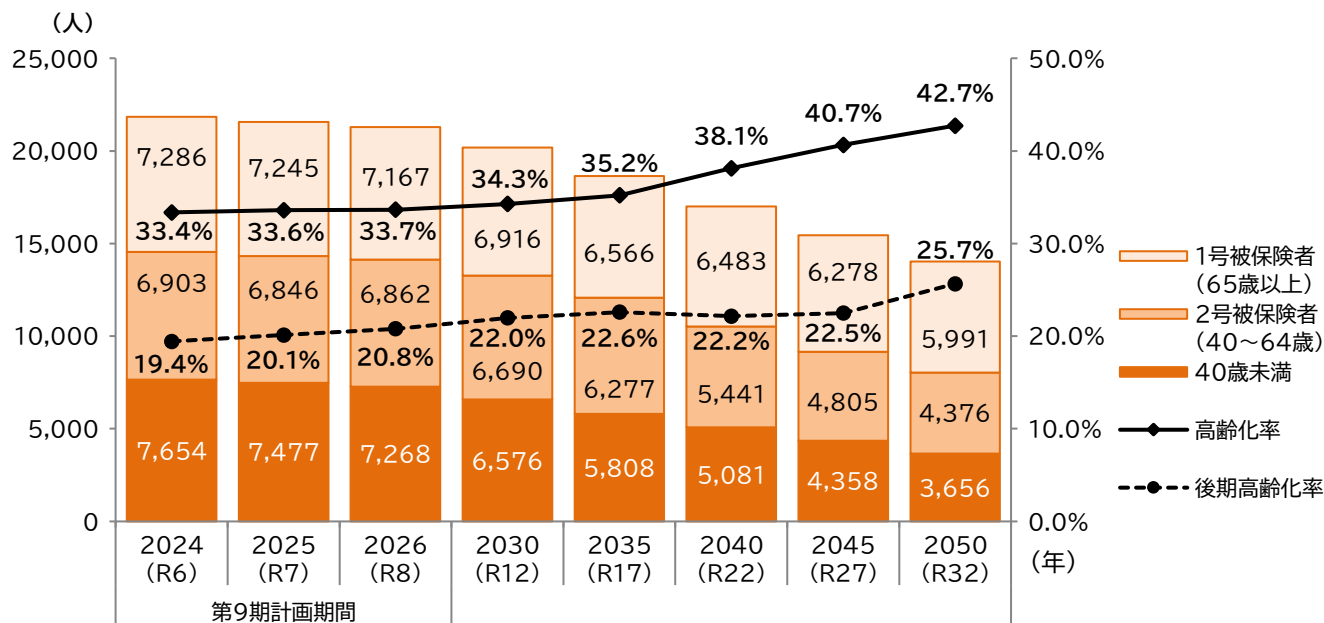
本計画期間は2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までとし、2040（令和22）年度から2050（令和32）年度までの中長期的な視野に立って策定します。



高齢者を取り巻く現状と将来推計

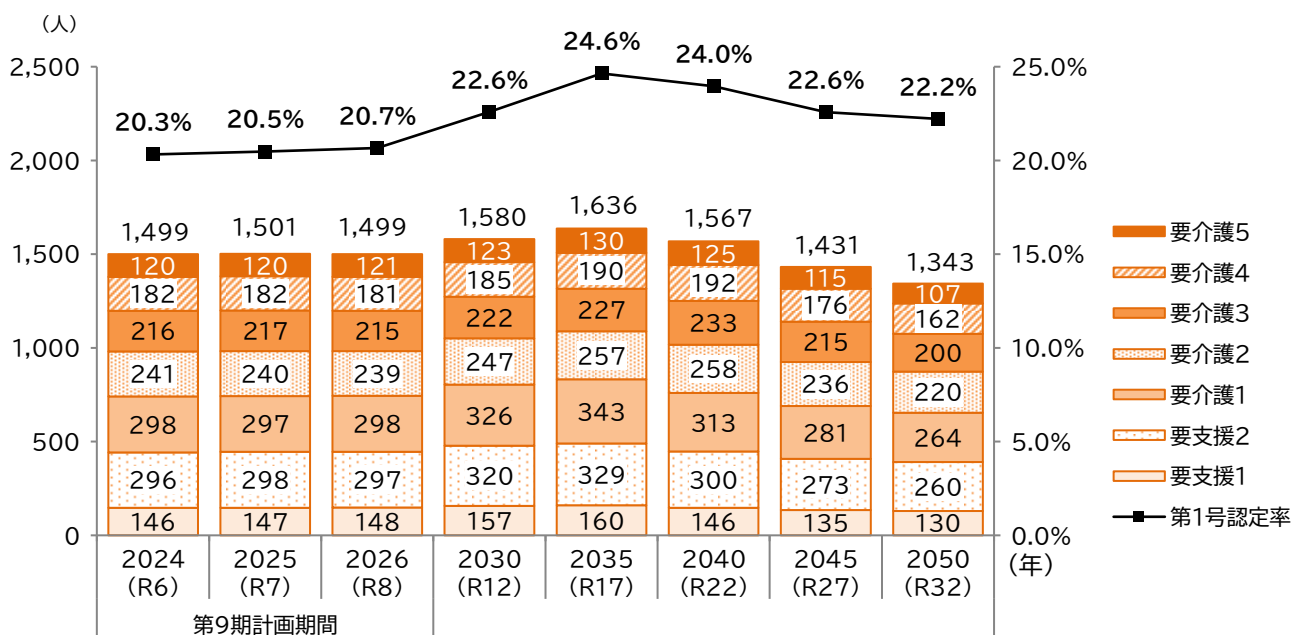
●人口と高齢化率の実績と推計

65歳以上人口は2020（令和2）年をピークに減少に転じ、今後も減少していく見込みですが、65歳未満人口も減少が続いていることから高齢化率は年々上昇する見込みです。



●要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、第9期計画期間中は1,500人前後で推移すると見込まれていますが、その後認定者数は増加し、ピークとなる2035（令和17）年には1,636人となる見込みです。



計画の基本的考え方

●将来像

すべての高齢者が「笑顔」で「心豊か」な生活を送ることができるよう、各種施策を展開するとともに、まち全体で「ささえあう」ことで、住みよいまちを住民が実感できる取組を進めていきます。

将来像

笑顔がいいね、
心豊かにささえあう住みよいまち 多度津

●地域共生社会の実現に向けて

高齢者が人としての尊厳を保ちつつ、可能な限り住み慣れた地域で暮らせる地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、障害者や子ども、生活困窮者なども含めた地域におけるささえあいの仕組みである「地域共生社会」の実現を目指します。

①地域課題の解決力の強化

住民同士が世代や背景を超えてつながり、住民の誰もが、様々な困難を抱えた場合でも、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。



②地域丸ごとのつながりの強化

地域社会が抱える課題を、多様な人々の就労や社会参加の機会ととらえて、資源の有効活用や地域の活性化を実現する「循環」を生み出していきます。

③地域を基盤とする包括的支援の強化

地域住民によるささえあいと公的支援が連動し、切れ目のない支援を実現していきます。

●基本目標

将来像を実現するために、5つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 健康で健やかに暮らせるまち
- 基本目標2 住み慣れた地域で暮らし続けることができるまち
- 基本目標3 高齢者がいきいきと活動できるまち
- 基本目標4 要介護や認知症になっても自分らしく暮らせるまち
- 基本目標5 みんなでささえあい、安心して暮らせるまち



●事業体系

介護保険制度事業	介護給付 (要介護1～5)	居宅サービス	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援			
		施設サービス	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院			
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)・地域密着型通所介護			
	予防給付 (要支援1・2)	介護予防居宅サービス	介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・介護予防住宅改修・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防支援			
		介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護			
	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	従来の介護予防訪問介護 基準緩和型サービス 住民主体による支援 短期集中予防サービス 移動支援	
				通所型サービス	従来の介護予防通所介護 基準緩和型サービス 住民主体による支援 短期集中予防サービス	
					生活支援事業	見守り、その他自立支援に資する生活支援
					介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント
				一般介護予防事業	介護予防把握	基本チェックリストによる把握
			介護予防普及啓発		介護予防教室、体操講座	
		地域介護予防活動支援	介護予防サポーター養成、高齢者通いの場事業			
		一般介護予防事業評価	一次予防・二次予防事業評価			
		包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、地域ケア会議		
			在宅医療・介護連携の推進	PDCA サイクルに沿った取組		
			認知症施策の推進	認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症サポーター養成講座、認知症予防教室、おもいやり SOS ネットワーク、認知症カフェ		
			生活支援サービスの体制整備	生活支援コーディネーター、協議体の運営		
			任意事業	介護給付費適正化事業	介護給付実績通知書の送付等	
	任意事業	家族介護支援事業	介護教室、介護者交流事業、家族介護用品支給事業			
		その他の事業	成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援事業			
高齢者福祉と生きがいづくりの推進		生活支援サービス、食の自立支援、日常生活用具給付及び貸与、緊急通報装置貸与、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、老人クラブ、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動、シルバー人材センター				
安心のまちづくり	見守り活動、災害時要援護者支援、生活支援ハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)					
疾病予防と健康づくり	壮年期の疾病予防、健康づくりの啓発、健康づくり推進組織の育成、健康づくり拠点の活用					

介護保険サービスに係る事業費と保険料

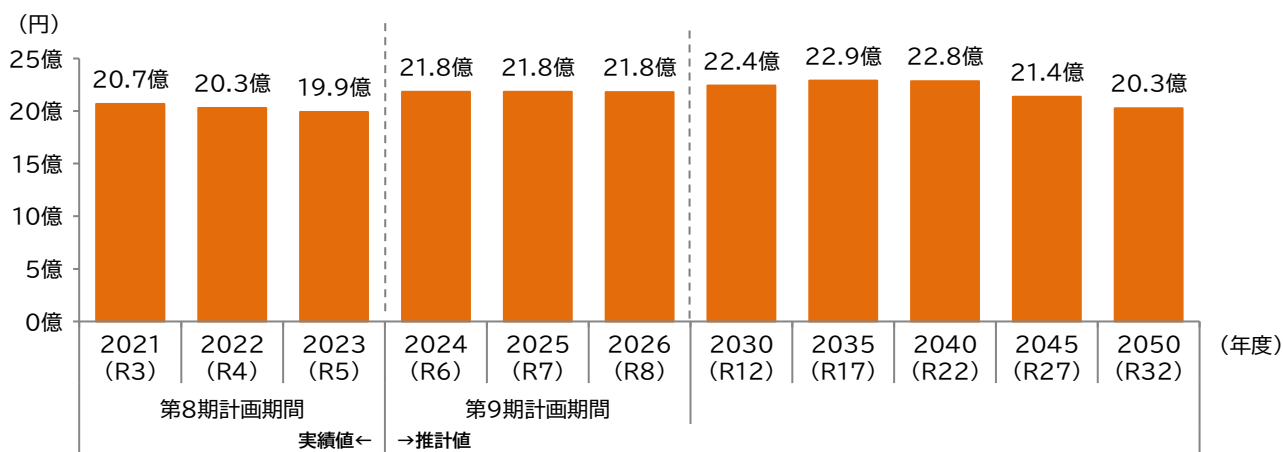
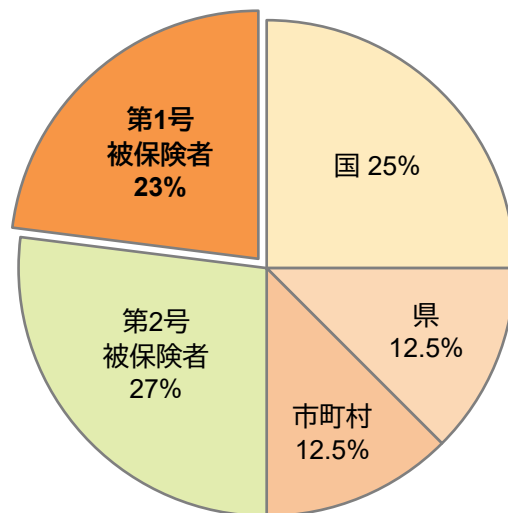
●介護保険料は 40 歳から

40 歳から 64 歳	第 2 号被保険者	国が決めた計算方法で算出された保険料を医療保険と一緒に納めます。
65 歳以上	第 1 号被保険者	町が基準額を決定し、医療保険とは別に役場税務課より納入通知書が届きます。

●介護保険サービス利用にかかる給付費

給付費の財源は、国・県・町の公費と保険料により賄われています。

第 9 期計画期間中の給付費は、3 年間で約 73 億円を見込んでおり、そのうちの 23% が第 1 号被保険者の介護保険料でまかなわれます。



●第 1 号被保険者 (65 歳以上) の介護保険料の計算方法

$$\text{給付費総額 (約 73 億円)} \times 23\% - \text{準備基金取崩額等 (約 0.8 億円)}$$

$$\frac{\text{保険料収納必要額 (約 16 億円)}}{\text{過去の実績より推計した保険料の収納率 (98.63\%)}} \div \text{保険料の負担割合で補正した第 1 号被保険者数 (22,157 人)}$$

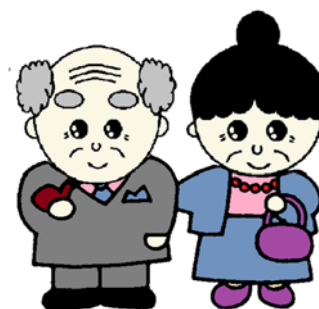
**第 9 期における第 1 号被保険者の介護保険料基準額
73,200 円 (月額 6,100 円)**

●第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期計画期間中の所得段階別にみた第1号被保険者の介護保険料は以下の通りです。

所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・生活保護の受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、 課税年金収入額+合計所得金額≤80万円	×0.285	20,860
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、 課税年金収入額+合計所得金額≤120万円	×0.485	35,500
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1・2段階に非該当	×0.685	50,140
第4段階	本人が町民税非課税で、 同じ世帯に町民税課税者がいる方のうち、 課税年金収入額+合計所得金額≤80万円	×0.900	65,880
第5段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる方のうち、第4段階に非該当	基準額	73,200
第6段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 120万円未満の方	×1.200	87,840
第7段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 210万円未満の方	×1.300	95,160
第8段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 320万円未満の方	×1.500	109,800
第9段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 420万円未満の方	×1.700	124,440
第10段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 520万円未満の方	×1.900	139,080
第11段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 620万円未満の方	×2.100	153,720
第12段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 720万円未満の方	×2.300	168,360
第13段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が 720万円以上の方	×2.400	175,680

※第1～3段階は、国・県・町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減後の額です。



●介護保険料の納め方

徴収方法		対象となる人
特別徴収	年金からあらかじめ差し引かれます	老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人 ※老齢福祉年金、寡婦年金などは、特別徴収の対象となりません。
普通徴収	納付書や口座振替で納めます	老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人

口座振替が便利!

次のものを持って、多度津町税務課または町内の金融機関でお申込みください。

- 保険料の納付書
- 身分証明書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

●介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると滞納期間に応じて介護保険給付が受けられなくなります。

1年以上滞納

サービスを利用した時の費用がいったん全額自己負担となり、申請によりあとで保険給付分が返ってきます。

1年6か月以上滞納

サービスを利用した時の費用がいったん全額自己負担となり、申請後も保険給付の一部または全額が差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられます。

2年以上滞納

サービスを利用した時の自己負担分が3割または4割に引き上がり、高額介護サービス等が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や納付猶予がうけられることがあります。税務課もしくは高齢者保険課までご相談ください。

自立支援・重度化防止に係る取組と目標

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要です。

本町では、自立した生活を送っていただくための取組目標を設定し、事業を実施してまいります。

●介護保険制度に関するお問い合わせや相談窓口

多度津町高齢者保険課

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

電話番号：0877-33-4488(直通) ファックス：0877-33-2550

